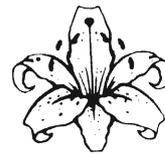


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年12月24日(金曜日)

号外第77号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○条例		収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	6
神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例(企業・経営課)	4	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	7
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	4	神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例(環境農政・環境計画課)	9
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	4	三浦しらとり園条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害サービス課)	9
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(総務・デジタル戦略本部室)	5	神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・障害サービス課)	10
神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	6	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・生活援護課)	10
		神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例(教委・財務課)	10

本号で公布された条例のあらまし

1 神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例

- 水道事業に関する必要な事項を調査審議させるため、神奈川県営水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 審議会の所掌事項を定めることとした。(第2条関係)
- 審議会は、15人以内の委員をもって組織すること等、審議会の組織等について定めることとした。(第3条、第4条関係)
- 審議会の委員及び専門委員に対しては報酬を支給することとするともに、その基準を定めることとした。(第5条関係)
- この条例は、令和4年3月1日から施行することとした。
- 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、規定の整備を行うこととした。

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)のうち1法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)
- 指定特定非営利活動法人から、1法人を削除することとした。(別表関係)
- 指定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地及び名称の変更に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- この条例は、令和4年1月1日から施行することとした。ただし、(2)及び(3)については、公布の日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲等の見直しに伴い、所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、市町村が処理する事務の範囲等について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- 租税特別措置法の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

この公報は再生紙を使用しています

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円

(消費税・地方消費税・送料込み)

本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の事務として、生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施等の事務に被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を追加することとした。(別表第1関係)
- (2) 生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務を処理するために利用することができる特定個人情報に生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する情報を追加することとした。(別表第2関係)
- (3) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「就学支援金法」という。)による高等学校等就学支援金の支給に関する事務を処理するため、生活に困窮する外国人に対する保護の実施等に関する情報である特定個人情報を利用することができることとした。(別表第2関係)
- (4) 生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施等に関する事務を処理するために利用することができる特定個人情報に生活保護法による被保護者健康管理支援事業の実施に関する情報を追加することとした。(別表第2関係)
- (5) 生活に困窮する外国人に係る保護の決定及び実施等に関する事務を処理するために利用することができる特定個人情報に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報を追加することとした。(別表第2関係)
- (6) 私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務を処理するために利用することができる特定個人情報に生活保護法による保護の実施等に関する情報及び生活に困窮する外国人に対する保護の実施等に関する情報を追加することとした。(別表第2関係)
- (7) 私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務を処理するため、生活保護法による保護の実施等に関する情報及び生活に困窮する外国人に対する保護の実施等に関する情報である特定個人情報を利用することができることとした。(別表第2関係)
- (8) 知事は、教育委員会に対し、教育委員会が就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する事務を処理するため、生活保護法による保護の実施に関する特定個人情報及び生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する特定個人情報を提供できることとした。(別表第3関係)
- (9) 知事は、教育委員会に対し、教育委員会が県立学校の授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減免に関する事務を処理するため、生活保護法による保護の実施に関する特定個人情報及び生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する特定個人情報を提供できることとした。(別表第3関係)
- (10) 知事は、教育委員会に対し、教育委員会が高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務を処理するため、生活保護法による保護の実施に関する特定個人情報及び生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する特定個人情報を提供できることとした。(別表第3関係)
- (11) 知事は、教育委員会に対し、教育委員会が国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務を処理するため、生活保護法による保護の実施に関する特定個人情報及び生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する特定個人情報を提供できることとした。(別表第3関係)
- (12) この条例は、令和4年6月1日から施行することとした。ただし、(1)、(2)及び(4)については、同年4月1日から施行することとした。

5 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

- (1) 庁舎の移転に伴い、神奈川県厚木児童相談所の位置の表示を厚木市水引2丁目11番7号に改めることとした。(第9条関係)
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

6 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 納税証明書交付手数料を収入証紙により徴収することを廃止することとした。(別表関係)
- (2) 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料を収入証紙により徴収することとするともに、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (3) 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、クロスボウの取扱いに関する講習手数料等を収入証紙により徴収することとするともに、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (4) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、(2)については令和4年2月20日から、(3)については同年3月15日から施行することとした。

(5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

7 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料について新たに徴収することとするともに、所要の改正を行うこととした。(別表関係)

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正に伴い、クロスボウの取扱いに関する講習手数料等について新たに徴収することとするともに、所要の改正を行うこととした。(別表関係)

(3) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)

(4) (1)及び(5)については令和4年2月20日から、(2)及び(3)については同年3月15日から施行することとした。

(5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

8 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

(1) 地球温暖化対策の推進は、2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、行われなければならないことを、基本理念として定めるとともに、規定の整備を行うこととした。(第1条、第2条の2～第6条関係)

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第8条関係)

(3) その他規定の整備を行うこととした。(第2条、第4条～第7条、第9条、第11条、第34条、第46条、第47条関係)

(4) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(2)については、令和4年4月1日から施行することとした。

9 三浦しらとり園条例の一部を改正する条例

(1) 指定管理者の指定の基準に該当するものに、社会福祉法人のほか、社会医療法人等及びそれらの法人のみにより構成されている団体を追加するとともに、規定の整備を行うこととした。(第3条～第5条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

10 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県立さがみ緑風園の名称をさがみ緑風園に変更することとした。(第2条関係)

(2) 指定管理者の指定の基準に該当するものに、社会福祉法人のほか、社会医療法人等及びそれらの法人のみにより構成されている団体を追加するとともに、規定の整備を行うこととした。(第3条～第5条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(1)については、令和5年4月1日から施行することとした。

11 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 無料低額宿泊所は、サテライト型住居を設置することができることとするともに、その設置に関する基準を定めることとした。(第10条の2関係)

イ サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用について定めることとした。(第31条関係)

(2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

12 神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例

(1) 高等学校奨学金の月額の上限額を引き上げることとした。(第3条関係)

(2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

神奈川県知事 黒岩祐治

条 例

神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第85号

神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例

(設置)

第1条 水道事業(神奈川県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第50号)第1条に規定する水道事業をいう。以下同じ。)に関する必要な事項を調査審議させるため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、水道事業に関する事項につき神奈川県公営企業管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(組織等)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
(2) 水道の使用者
(3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項について学識経験のある者のうちから管理者が委嘱する。

(報酬)

第5条 委員及び専門委員に対しては、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、附属機関の委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和31年神奈川県条例第34号)第2条に規定する報酬の額を基準とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。

2 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に条例で定めるものを除き」を加える。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県条例第86号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人STスポット横浜の項、特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項及び特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項を削り、同表特定非営利活動法人アクト川崎の項中「川崎市中原区井田杉山町24番8号」を「川崎市宮前区神木本町一丁目14番12号」に改め、同表特定非営利活動法人grand-merreの項中「海老名市浜田町22番地9」を「海老名市中新田一丁目13番19号」に改め、同表特定非営利活動法人フードバンクひらつかの項中「特定非営利活動法人フードバンクひらつか」を「特定非営利活動法人フードバンク湘南」に改め、同表に次のように加える。

Table with 3 columns: 特定非営利活動法人WE21ジャパンいそご, 横浜市磯子区森二丁目1番10号, 令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

附 則

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項を削る改正規定並びに同表特定非営利活動法人アクト川崎の項、特定非営利活動法人grand-merreの項及び特定非営利活動法人フードバンクひらつかの項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表特定非営利活動法人STスポット横浜の項及び特定非営利活動法人WE21ジャパンいそごの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

3 令和3年8月31日以前に改正前の別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)第10条第2項の期間については、なお従前の例による。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第87号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表13の項中(25)から(29)までを削り、(30)を(25)とし、(31)から(35)までを5ずつ繰り上げ、同項(36)中「(35)まで」を「(30)まで」に改め、同項中(36)を(31)とし、(37)から(39)までを5ずつ繰り上げ、「左欄(36)」を

「左欄(3)」に改め、同表21の2の項中「、秦野市及び南足柄市」を削り、同表25の項中「左欄(1)から(4)まで」を「左欄(1)から(5)まで」に、「(1)から(4)までに掲げる事務」を「(1)から(5)までに掲げる事務（(5)に掲げる事務にあっては、排煙に係るものに限る。）」に改め、「藤沢市に限り」の次に「、左欄(5)並びに左欄(6)及び(10)のうち(5)に掲げる事務（粉じん及び排水に係るものに限る。）」に関するものについては相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市に限り」を加え、同表30の2の項(4)中「(5)から」を「(6)から」に改め、同項中「除き、左欄(1)及び(4)」を「除き、左欄(1)」に、「、左欄(2)、(3)及び(8)から(10)まで」を「、左欄(2)及び(3)」に改め、「汚濁に限る。）」の次に「、左欄(4)に掲げる事務のうち(6)から(17)までに掲げる事務（(6)から(10)までに掲げる事務にあっては、水質の汚濁に限る。）」に関するもの、左欄(6)から(10)までに掲げる事務（水質の汚濁に限る。）」を加え、「(5)及び(8)から(10)までに掲げる事務（(8)から(10)までに掲げる事務にあっては、」を「(6)から(10)までに掲げる事務（」に、「左欄(8)から」を「左欄(6)から」に改め、同項の次に次のように加える。

30の3 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務
 (1) 条例第3条第2項、条例第8条第1項、条例第10条第1項、条例第15条第2項並びに条例第17条第4項及び第5項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。
 (2) 条例第4条第1項（条例第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、条例第3条第1項又は条例第8条第1項の規定による許可の申請を審査すること（条例第25条第1項（第1号を除く。）、条例第28条第1項及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）。
 (3) 条例第17条第6項の規定により、同条第4項又は第5項の規定による届出を審査すること（条例第25条第1項（第1号を除く。）、条例第28条第1項及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）。
 (4) 条例第108条の規定により、(2)、(3)及び(6)に掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。
 (5) 条例第111条第1項の規定により、(2)、(3)及び(6)に掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。
 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの

市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除き、左欄(2)から(6)までに掲げる事務（条例第25条第1項第3号及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）」にあっては小田原市及び茅ヶ崎市に限り、左欄(2)から(6)までに掲げる事務（条例第25条第1項第3号及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）」にあっては小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市及び綾瀬市に限る。）

別表31の項を次のように改める。

31 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務
 (1) 条例第7条第1項、条例第8条第2項及び第3項、条例第10条第2項及び第3項、条例第11条第3項、条例第12条、条例第17条第3項及び第8項、条例第18条第2項、条例第18条の2第2項、条例第21条第1項及び第2項、条例第42条の3第1項、条例第99条第2項、条例第100条並びに条例第101条第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。
 (2) 条例第56条の2第1項から第4項まで及び条例第56条の4第2項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。

市町村（左欄(1)に掲げる事務にあっては市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く。）に限り、左欄(2)に掲げる事務にあっては町村（葉山町、寒川町、中井町、松田町及び山北町を除く。）に限る。）

別表中32の4の項を削り、32の5の項を32の4の項とし、32の

6の項から32の18の項までを1項ずつ繰り上げ、同表94の項及び95の項中「、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市」を「及び相模原市」に改め、同表134の項中(9)及び(10)を削り、同項(11)中「(10)まで」を「(8)まで」に改め、同項中(11)を(9)とし、「及び(10)並びに(11)」を削り、「、法第63条第3項第6号、法第68条の69第3項第5号イ及び同項第6号」を「及び法第63条第3項第6号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長がした自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第10条第1項又は第2項の規定による処分に係る同条例第27条第1項の規定による事務については、改正後の別表21の2の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際改正前の別表25の項、30の2の項及び32の4の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により市長又は町長がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事のした処分その他の行為とみなす。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第88号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同表5の項中「9の項」の次に「、別表第2の16の2の項及び別表第3の9の項」を加える。

別表第2の1の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同表中11の2の項を11の3の項とし、11の項の次に次のように加える。

11の2	知事	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
------	----	-----------------------	----------------------------

別表第2の14の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同表15の項中11を12とし、6から10までを1ずつ繰り下げ、5の次に次のように加える。

6 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業

生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業
転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2の16の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- 1 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護法による保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
- 2 就学支援金法による高等学校等就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- 3 生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の16の項の次に次のように加える。

16の2	知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護関係情報であって規則で定めるもの 2 生活困窮外国人の保護関係情報であって規則で定めるもの
------	----	---	--

別表第3の5の項を7の項とし、4の項の次に次のように加える。

5	教育委員会	法別表第2の113の項の第2欄に掲げる事務	知事	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 2 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
6	教育委員会	県立学校の授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	知事	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 2 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

8	教育委員会	高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 2 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
9	教育委員会	国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 2 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、別表第1の3の項並びに別表第2の1の項及び14の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第89号

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

神奈川県行政機関設置条例(昭和31年神奈川県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表神奈川県厚木児童相談所の項中「厚木市水引2丁目3番1号」を「厚木市水引2丁目11番7号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第90号

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表2の項を削り、同表中3の項を2の項とし、4の項から21の項までを1ずつ繰り上げ、同表22の項中「住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」及び「住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を削り、「譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に、「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料
優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料」に改め、同項を同表21の項とし、同表中23の項を22の項とし、24の項から29の項までを1ずつ繰り上げ、同表30の項中「銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に、「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料」を「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料
クロスボウの取扱いに関する講習手数料」に、「国際競技参加外国人に係る銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料」を「国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に、「銃砲又は刀剣類の所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料」に、「銃砲又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」に、「猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に、「年少射撃

改め、同項を同表21の項とし、同表中23の項を22の項とし、24の項から29の項までを1ずつ繰り上げ、同表30の項中「銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に、「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料」を「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料
クロスボウの取扱いに関する講習手数料」に、「国際競技参加外国人に係る銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料」を「国際競技参加外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に、「銃砲又は刀剣類の所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料」に、「銃砲又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」に、「猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料」を「猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料」に、「年少射撃

資格認定のための講習手数料」を「年少射撃資格認定のための講習クロスボウ射撃資格認定申請手数料に改め、同項を同表29の項とし、同表中31の項を30の項とし、32の項を31の項とし、33の項を32の項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表の2 手数料の表22の項の改正規定（同項を同表21の項とする部分を除く。） 令和4年2月20日
 - (2) 別表の2 手数料の表30の項の改正規定（同項を同表29の項とする部分を除く。） 令和4年3月15日
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に証紙による収入の方法により徴収した改正前の別表の2 手数料の表2の項に規定する納税証明書交付手数料（以下「納税証明書交付手数料」という。）に係る証紙と知事が認めたものについては、令和5年3月31日までの間に限り、納税証明書交付手数料の納付のために使用することができる。
- 3 納税証明書交付手数料の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）は、令和5年3月31日までに申請したときに限り、県に返還して現金の還付を受けることができる。
- 4 前項の規定により還付を受ける者（収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者を除く。）については、同条例第7条第2項の規定は、適用しない。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第91号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の8 県土整備局関係の表42の項中「第3項」を「第5項」に、「から44の項まで」を「及び44の項」に改め、同項(2)中「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(2)ウ及びエ中「30戸」を「25戸」に改め、同項(4)中「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(4)ウ及びエ中「30戸」を「25戸」に改め、同表43の項中「第3項」を「第5項」に、「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に、「44の項」を「次項」に改め、同項(1)中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項(2)中「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(2)ア中「1万2,000円」を「1万5,000円」に改め、同項(2)イ中「2万1,000円」を「2万6,000円」に改め、同項(2)ウ中「30戸」を「25戸」に、「3万1,000円」を「4万1,000円」に改め、同項(2)エ中「30戸」を「25戸」に、「5万8,000円」を「7万1,000円」に改め、同項(2)オ中「9万9,000円」を「12万円」に改め、同項(2)カ中「16万円」を「19万円」に改め、同項(2)キ中「20万円」を「24万円」に改め、同項(2)ク中「21万円」を「26万円」に改め、同項(3)中「9,100円」を「1万2,000円」に改め、同項(4)中「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(4)ア中「1万8,000円」を「2万3,000円」に改め、同項(4)イ中「3万2,000円」を「4万円」に改め、同項(4)ウ中「30戸」を「25戸」に、「4万6,000円」を「6万1,000円」に改め、同項(4)エ中「30戸」を「25戸」に、「8万7,000円」を「11万円」に改め、同項(4)オ中「15万円」を「17万円」に改め、同項(4)カ中「25万円」を「29万円」に改め、同項(4)キ中「30万円」を「36万円」に改め、同項(4)ク中「32万円」を「40万円」に改め、同表43の2の項を削り、同表44の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項(1)ア中「を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(1)イ中「前項」を削り、「、46の項又は46の2の項」を「又は46の項」に改め、同項(2)ア及び(3)ア中「を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同表45の項中「次項及び46の2の項」を「及び次項」に改め、同項(2)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(2)ウ及びエ中「30戸」を「25戸」に改め、同項(4)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(4)ウ及びエ中「30戸」を「25戸」に改め、同表46の項中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同項(1)中「3,000円」を「4,000円」に改め、同項(2)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(2)ア中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項(2)イ中「1万500円」を「1万3,000円」に改め、同項(2)ウ中「30戸」を「25戸」に、「1万5,500円」を「2万500円」に改め、同項(2)エ中「30戸」を「25戸」に、「2万9,000円」を「3万5,500円」に改め、同項(2)オ中「4万9,500円」を「6万円」に改め、同項(2)カ中「8万円」を「9万5,000円」に改め、同項(2)キ中「10万円」を「12万円」に改め、同項(2)ク中「10万5,000円」を「13万円」に改め、同項(3)中「4,550円」を「6,000円」に改め、同項(4)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除

あるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(2)ア中「1万2,000円」を「1万5,000円」に改め、同項(2)イ中「2万1,000円」を「2万6,000円」に改め、同項(2)ウ中「30戸」を「25戸」に、「3万1,000円」を「4万1,000円」に改め、同項(2)エ中「30戸」を「25戸」に、「5万8,000円」を「7万1,000円」に改め、同項(2)オ中「9万9,000円」を「12万円」に改め、同項(2)カ中「16万円」を「19万円」に改め、同項(2)キ中「20万円」を「24万円」に改め、同項(2)ク中「21万円」を「26万円」に改め、同項(3)中「9,100円」を「1万2,000円」に改め、同項(4)中「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(4)ア中「1万8,000円」を「2万3,000円」に改め、同項(4)イ中「3万2,000円」を「4万円」に改め、同項(4)ウ中「30戸」を「25戸」に、「4万6,000円」を「6万1,000円」に改め、同項(4)エ中「30戸」を「25戸」に、「8万7,000円」を「11万円」に改め、同項(4)オ中「15万円」を「17万円」に改め、同項(4)カ中「25万円」を「29万円」に改め、同項(4)キ中「30万円」を「36万円」に改め、同項(4)ク中「32万円」を「40万円」に改め、同表43の2の項を削り、同表44の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項(1)ア中「を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(1)イ中「前項」を削り、「、46の項又は46の2の項」を「又は46の項」に改め、同項(2)ア及び(3)ア中「を、当該申請に係る計画の認定等について同時に申請された住戸のうち建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同表45の項中「次項及び46の2の項」を「及び次項」に改め、同項(2)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(2)ウ及びエ中「30戸」を「25戸」に改め、同項(4)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(4)ウ及びエ中「30戸」を「25戸」に改め、同表46の項中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同項(1)中「3,000円」を「4,000円」に改め、同項(2)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を削り、同項(2)ア中「6,000円」を「7,500円」に改め、同項(2)イ中「1万500円」を「1万3,000円」に改め、同項(2)ウ中「30戸」を「25戸」に、「1万5,500円」を「2万500円」に改め、同項(2)エ中「30戸」を「25戸」に、「2万9,000円」を「3万5,500円」に改め、同項(2)オ中「4万9,500円」を「6万円」に改め、同項(2)カ中「8万円」を「9万5,000円」に改め、同項(2)キ中「10万円」を「12万円」に改め、同項(2)ク中「10万5,000円」を「13万円」に改め、同項(3)中「4,550円」を「6,000円」に改め、同項(4)中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除

して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)を削り、同項(4)ア中「9,000円」を「1万1,500円」に改め、同項(4)イ中「1万6,000円」を「2万円」に改め、同項(4)ウ中「30戸」を「25戸」に、「2万3,000円」を「3万500円」に改め、同項(4)エ中「30戸」を「25戸」に、「4万3,500円」を「5万5,000円」に改め、同項(4)オ中「7万5,000円」を「8万5,000円」に改め、同項(4)カ中「12万5,000円」を「14万5,000円」に改め、同項(4)キ中「15万円」を「18万円」に改め、同項(4)ク中「16万円」を「20万円」に改め、同表46の2の項を削り、同表47の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同表48の項の次に次のように加える。

48の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	16万円
--	--	------

別表の10 公安委員会関係の表12の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項(1)中「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査

6,800円

(当該申請を行う者が本県において同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)

別表の10 公安委員会関係の表13の項(1)中「第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項の次に次のように加える。

13の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウの取扱いに関する講習手数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 3,000円 (2) その他の者に対する講習会 6,900円
--	--------------------	--

別表の10 公安委員会関係の表15の項から17の項までの規定中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同表18の項中「又は」を「若しくは」に改め、「空気銃」の次に「又はクロスボウ」を加え、同項(1)中「伴う場合」を「伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項」を「同項」に改め、「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項(2)中「伴わない場合」を「伴わない銃砲刀

剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査」に、「銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項」を「同項」に改め、「基づく」の次に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

7,200円

(当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)

別表の10 公安委員会関係の表18の項に次のように加える。

(4) 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

6,800円

(当該申請を行う者が本県において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が本県において同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,400円)

別表の10 公安委員会関係の表20の5の項の次に次のように加える。

20の6 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃資格認定申請手数料	9,300円 (当該申請を行う者が本県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円)
---	------------------	--

附則

(施行期日)

1 この条例中別表の8 県土整備局関係の表の改正規定及び次項の規定は令和4年2月20日から、別表の10 公安委員会関係の表の改正規定は同年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第92号

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する 条例

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県、」を「地球温暖化対策の推進について、基本理念を定め、及び県、」に、「地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し」を「取組を促進することを通じて、地球温暖化対策の推進を図り」に改める。

第2条第2号中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第5号中「抑制」を「量の削減」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（基本理念）

第2条の2 地球温暖化対策の推進は、2050年までの脱炭素社会の実現（令和32年までに、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。）を旨として、行われなければならない。

第3条第1項中「県は」の次に「、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり」を加える。

第4条第1項中「事業者は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、「抑制」を「量の削減」に改める。

第5条中「県民は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第6条第1項中「者は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、「抑制」を「量の削減」に改める。

第7条第2項第2号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第8条中「第21条第4項」を「第21条第8項」に改める。

第9条の見出しを「（事務事業温室効果ガス排出削減計画）」に改め、同条第1項中「抑制に」を「量の削減に」に、「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を「事務事業温室効果ガス排出削減計画」に改め、同条第2項中「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を「事務事業温室効果ガス排出削減計画」に改め、同項第1号、第2号及び第4号中「抑制」を「量の削減」に改め、同条第3項中「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を「事務事業温室効果ガス排出削減計画」に、「の抑制」を「の量の削減」に改め、同条第4項中「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を「事務事業温室効果ガス排出削減計画」に改める。

第11条第1項第3号及び第4号中「削減」を「量の削減」に改める。

第34条第1項第4号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第46条第1項中「排出抑制」を「排出の量の削減」に改める。

第47条第1項中「を抑制する」を「の量を削減する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

三浦しらとり園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第93号

三浦しらとり園条例の一部を改正する条例

三浦しらとり園条例（昭和58年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「者（）」を「もの（）」に改める。

第4条第1項中「者は、法人」を「ものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）」に改め、同条第2項第1号中「法人の定款及び」を「法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、」に改め、同項第2号及び第3号中「法人」を「法人等」に改め、同項第6号中「関する」の次に「法人等の」を加える。

第5条中「認めた者」を「認めたもの」に改め、同条第2号中「社会福祉法人」を「法人等」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「者」を「もの」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次に掲げる法人又は団体であること。

ア 次のいずれかに該当する法人

(7) 社会福祉法人

(イ) 社会医療法人

(ロ) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者であり、かつ、法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者である法人

イ 次の(ア)から(ロ)までのいずれかに該当する法人のみにより構成されている団体（(ア)又は(イ)に該当する法人を構成員に含まない団体にあつては、(ロ)に該当する法人及び(エ)に該当する法人又は(ウ)及び(エ)のいずれにも該当する法人を構成員に含むものに限る。）

(7) 社会福祉法人

(イ) 社会医療法人

(ロ) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者である法人

(エ) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者である法人

(ウ) 医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設している法人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第94号

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中神奈川県さがみ緑風園の項を削り、津久井やまゆり園の項の次に次のように加える。

さがみ緑風園	相模原市南区麻溝台2丁目4番18号
--------	-------------------

第3条中「者（）」を「もの（）」に改める。

第4条第1項中「者は」を「ものは」に改め、同項第1号中「法人」の次に「その他の団体（以下「法人等」という。）」を加え、同条第2項第1号中「法人の定款及び」を「法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、」に改め、同項第2号及び第3号中「法人」を「法人等」に改め、同項第6号中「関する」の次に「法人等の」を加える。

第5条第1項中「認めた者」を「認めたもの」に改め、同項第2号中「社会福祉法人」を「法人等」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「者」を「もの」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する法人又は次のアからエまでのいずれかに該当する法人のみにより構成されている団体（アからウまでのいずれかに該当する法人を構成員に含むものに限る。）であること。

ア 社会福祉法人

イ 社会医療法人

ウ 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者である法人

エ 医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設している法人

第5条第2項中「者（）」を「もの（）」に改め、同項第2号中「法人運営」を「法人等の運営」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第95号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第31条」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（サテライト型住居の設置）

第10条の2 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であつて、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動することができる範囲に設置する等、入居者へのサービスの提供に支障がないものとしなければならない。

3 本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ4以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 前条第2項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ20人以下

(2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条各項に規定する記録のほか、第19条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用）

第31条 第11条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第96号

神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例

神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表中

1万円又は2万円
1万円
1万円、2万円、3万円又は4万円
1万円、2万円又は3万円

を

1万円、2万円又は3万円
1万円又は2万円
1万円、2万円、3万円、4万円又は5万円
1万円、2万円、3万円又は4万円

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。